○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　運送の申込み（第三条・第四条）
　第二節　運送の中止又は取りやめ（第五条・第六条）
　第三節　運賃（第七条・第十七条）
　第四節　運送の引受け（第十八条・第十九条）
　第五節　荷造り（第二十条・第二十一条）
　第六節　荷送人（第二十二条・第二十三条）
　第七節　荷受人（第二十四条・第二十五条）
　第八節　責任（第二十六条・第二十七条）
　第九節　運送状（第二十八条・第二十九条）
　第十節　貨物引換証（第三十条・第三十一条）
　第十一節　運送の変更（第三十二条・第三十三条）
　第十二節　運送の引渡し（第三十四条・第三十五条）
　第十三節　損害賠償（第三十六条・第三十七条）
　第十四節　運送をすることができない貨物（第三十八条・第三十九条）
第三章　雑則（第四十条・第四十一条）

第一章　総則

（適用事業の範囲）

第一条　この約款は、一般貨物自動車運送事業者が、一般貨物自動車運送事業を行うときに適用する。

（用語の定義）

第二条　この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　運送　有償で貨物を運送することをいう。

二　荷送人　運送を委託する者をいう。

三　荷受人　荷送人から運送された貨物の引渡しを受ける者をいう。

四　運賃　運送に対する報酬をいう。

五　運送状　荷送人と運送人との間の運送契約の内容を証するために作成される書面をいう。

六　貨物引換証　運送状に記載された貨物の引渡請求権を表彰する有価証券をいう。

七　運送人の責任　運送人が荷送人又は荷受人に対して負担する損害賠償の責任をいう。

八　荷造り　運送に適するように貨物を容器に収め、又は包装することをいう。

第二章　運送契約

第一節　通則

（契約の申込み）

第三条　運送に関する契約（以下「運送契約」という。）の申込みをする者は、当該運送に係る貨物の品名、数量、荷送人及び荷受人の氏名又は名称、発地及び着地その他必要な事項を運送状に記載しなければならない。

2　前項の申込みをする者は、あらかじめ運賃の額を運送状に記載しなければならない。

（運送の引受け）

第四条　運送人は、前条の申込みを受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けなければならない。

一　運送の申込みをした者が、この約款の規定に従わないとき。

二　運送することが法令の規定により禁止されているとき。

三　運送することが運送人の責任において不可能であるとき。

四　その他運送することが運送人の業務上著しく支障があるとき。

第二節　運送の中止又は取りやめ

（荷送人の中止又は取りやめの請求）

第五条　荷送人は、運送の中止又は取りやめを請求しようとするときは、運送状を提示しなければならない。

2　運送人は、前項の請求があったときは、運送状にその旨を記載しなければならない。

3　荷送人は、第一項の請求をしたときは、運送状の交付を受けなければならない。

（荷送人の中止又は取りやめの請求の効果）

第六条　荷送人は、運送の中止又は取りやめを請求したときは、運送状の荷送人の控えを運送人に返還しなければならない。

2　運送人は、前項の運送状の返還があったときは、運送の中止又は取りやめをしなければならない。

3　荷送人は、運送の中止又は取りやめを請求したときは、運賃を支払わなければならない。

第三節　運賃

（運賃の支払時期）

第七条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　運賃は、荷受人が貨物の引渡しを受けるときに支払わなければならない。

3　荷送人は、運賃を支払うときは、運送状の荷受人の控えを運送人に返還しなければならない。

（運賃の支払い）

第八条　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の変更）

第九条　運賃は、運送契約の成立後、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十一条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十二条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十三条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十四条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十五条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十六条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

（運賃の支払い）

第十七条　運賃は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、運送を引き受けるときに支払わなければならない。

2　荷送人又は荷受人は、運賃を支払うときは、運送状に記載された運賃の額を運送人に支払わなければならない。

第四節　運送の引受け

（利用運送及び利用運送事業）

第十八条　当店は、他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用して運送を引き受けることがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に通知するものとします。

2　当店は、他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用して運送を引き受けることがあります。

3　前項の規定により利用運送を行う場合は、当店は、荷送人に対して、運賃を支払う義務を負います。

4　荷送人は、前項の規定により利用運送を行う場合は、当店に対して、運賃を支払う義務を負います。

（運送の引受けの制限）

第十九条　当店は、貨物の運送の引受けを制限することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の運送の引受けを制限する場合は、荷送人に対して、その旨を通知するものとします。

第五節　荷造り

（荷造りの義務）

第二十条　荷送人は、運送に適するように貨物を荷造りしなければなりません。

2　荷送人は、前項の荷造りをしたときは、運送状にその旨を記載しなければなりません。

（荷造りの義務）

第二十一条　当店は、荷送人が荷造りをしていないときは、荷送人に対して、荷造りをすることを求めることができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷造りをしたときは、運送状にその旨を記載しなければなりません。

第六節　荷送人

（荷送人の氏名又は名称及び住所）

第二十二条　荷送人は、運送状に、その氏名又は名称及び住所を記載しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により運送状に記載した氏名又は名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく、当店に対して、その旨を通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十三条　荷送人は、運送状の記載事項について、当店に対して、その正確性を担保しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により運送状に記載した事項が正確でないことにより当店が損害を受けたときは、当店に対して、その損害を賠償しなければなりません。

第七節　荷受人

（荷受人の氏名又は名称及び住所）

第二十四条　荷送人は、運送状に、荷受人の氏名又は名称及び住所を記載しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により運送状に記載した荷受人の氏名又は名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく、当店に対して、その旨を通知しなければなりません。

（荷受人の責任）

第二十五条　荷受人は、運送状の記載事項について、当店に対して、その正確性を担保しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により運送状に記載した事項が正確でないことにより当店が損害を受けたときは、当店に対して、その損害を賠償しなければなりません。

第八節　責任

（運送人の責任）

第二十六条　当店は、運送の引受けをしたときは、運送状に記載された荷受人又は荷受人の代理人に対して、貨物を引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって貨物を保管しなければなりません。

2　当店は、前項の規定により貨物を保管するときは、貨物の滅失、毀損又は延着について、損害賠償の責任を負います。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の滅失、毀損又は延着について、当店が運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、損害賠償の責任を負いません。

（荷受人の責任）

第二十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく、当店に対して、その旨を通知しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により通知をしなかったことにより当店が損害を受けたときは、当店に対して、その損害を賠償しなければなりません。

第九節　運送状

（運送状の交付）

第二十八条　当店は、荷送人から運送の引受けを求められたときは、運送状を荷送人に交付しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により運送状の交付を受けたときは、当店に対して、その旨を通知しなければなりません。

（運送状の記載事項）

第二十九条　運送状には、次の各号に掲げる事項を記載しなければなりません。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　発地及び着地

四　貨物の種類、重量、容積及び個数

五　運賃

六　運送状の作成年月日

七　その他国土交通省令で定める事項

2　荷送人は、前項第四号に掲げる事項について、当店に対して、その正確性を担保しなければなりません。

3　荷送人は、第一項第五号に掲げる事項について、当店に対して、その正確性を担保しなければなりません。

第十節　貨物引換証

（貨物引換証の交付）

第三十条　荷送人は、運送状の交付に代えて、貨物引換証の交付を請求することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物引換証の交付を請求されたときは、運送状に代えて、貨物引換証を交付しなければなりません。

（貨物引換証の記載事項）

第三十一条　貨物引換証には、次の各号に掲げる事項を記載しなければなりません。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　発地及び着地

四　貨物の種類、重量、容積及び個数

五　運賃

六　貨物引換証の作成年月日

七　その他国土交通省令で定める事項

2　荷送人は、前項第四号に掲げる事項について、当店に対して、その正確性を担保しなければなりません。

3　荷送人は、第一項第五号に掲げる事項について、当店に対して、その正確性を担保しなければなりません。

（貨物引換証と引換えにする貨物の引渡し）

第三十二条　当店は、貨物引換証と引換えにする場合を除き、貨物の引渡しをしてはなりません。

2　当店は、貨物引換証と引換えにする貨物の引渡しをしたときは、貨物引換証の荷受人の控えを荷送人に返還しなければなりません。

（貨物引換証と引換えにする貨物の引渡し）

第三十三条　当店は、貨物引換証と引換えにする場合を除き、貨物の引渡しをしてはなりません。

2　当店は、貨物引換証と引換えにする貨物の引渡しをしたときは、貨物引換証の荷受人の控えを荷送人に返還しなければなりません。

第十一節　運送の変更

（荷送人の変更）

第三十四条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、運賃、運送状の荷送人の氏名又は名称及び住所の変更その他運送に関する荷送人の権利を行使することができます。

2　前項の荷送人の権利は、荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷受人に移転します。

3　第一項の荷送人の権利の行使は、荷受人が貨物の引渡しを受けた後であっても、荷受人が運送状又は貨物引換証を当店に返還しないときは、することができません。

（荷受人の変更）

第三十五条　荷送人は、荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷受人の氏名又は名称及び住所の変更その他運送に関する荷受人の権利を行使することができます。

2　荷送人は、前項の荷受人の権利を行使するときは、運送状又は貨物引換証を当店に提示しなければなりません。

第十二節　運送の引渡し

（荷受人の貨物の引取義務）

第三十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第三十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第三十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第三十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第四十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第五十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第六十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第七十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第八十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第九十九条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百一条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百二条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百三条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百四条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百五条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百六条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百七条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百八条　荷受人は、運送状に記載された荷受人の氏名又は名称及び住所に貨物が到着したときは、遅滞なく、当店に対して、運送状と引換えに貨物の引渡しを請求しなければなりません。

2　荷受人は、前項の規定により貨物の引渡しを請求したときは、運賃を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物の引取義務）

第百九条　